

漁業災害補償法の規定による特定養殖業に係る一定の区域（平成 14 年岩手県告示第 902 号の 3）の一部を次のように改正する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前		改正後	
1 わかめ養殖業		1 わかめ養殖業	
加入区の名称	区 域	加入区の名称	区 域
[略]		[略]	
摂待加入区	下閉伊郡田老町字小堀内南、字向新田、字水沢南、字水沢、字払川、字片巻、字星山、字下摂待、字胡桃畑、字摂待、字上摂待、字畑、字上沖、字畑川向、字岩瀬張及び字小堀内の区域	摂待加入区	宮古市田老字小堀内南、字向新田、字水沢南、字水沢、字払川、字片巻、字星山、字下摂待、字胡桃畑、字摂待、字上摂待、字畑、字上沖、字畑川向、字岩瀬張及び字小堀内の区域
小港加入区	下閉伊郡田老町字越田、字和野、字駿達、字滝の沢、字乙部野、字重津部、字重津部北、字青野滝南、字青野滝、字青野滝北、字飛、字長畑、字新田、字乙部の一部及び字新田平の区域	小港加入区	宮古市田老字越田、字和野、字駿達、字滝の沢、字乙部野、字重津部、字重津部北、字青野滝南、字青野滝、字青野滝北、字飛、字長畑、字新田、字乙部の一部及び字新田平の区域
田老加入区	下閉伊郡田老町字川向、字八幡水神、字向山、字小田代、字小林、字田中、字田の沢、字館が森、字ケラス、字荒谷、字野原、字乙部の一部及び字青砂里の区域	田老加入区	宮古市田老字川向、字八幡水神、字向山、字小田代、字小林、字田中、字田の沢、字館が森、字ケラス、字荒谷、字野原、字乙部の一部及び字青砂里の区域
檜内加入区	下閉伊郡田老町字西向山、字檜内及び字古田の区域	檜内加入区	宮古市田老字西向山、字檜内及び字古田の区域
[略]		[略]	
2 こんぶ養殖業		2 こんぶ養殖業	
加入区の名称	区 域	加入区の名称	区 域
[略]		[略]	
摂待加入区	下閉伊郡田老町字小堀内南、字向新田、字水沢南、字水沢、字払川、字片巻、字星山、字下摂待、字胡桃畑、字摂待、字上摂待、字畑、字上沖、字畑川向、字岩瀬張及び字小堀内の区域	摂待加入区	宮古市田老字小堀内南、字向新田、字水沢南、字水沢、字払川、字片巻、字星山、字下摂待、字胡桃畑、字摂待、字上摂待、字畑、字上沖、字畑川向、字岩瀬張及び字小堀内の区域
小港加入区	下閉伊郡田老町字越田、字和野、字駿達、字滝の沢、字乙部野、字重津部、字重津部北、字青野滝南、字青野滝、字青野滝北、字飛、字長畑、字新田、字乙部の一部及び字新田平の区域	小港加入区	宮古市田老字越田、字和野、字駿達、字滝の沢、字乙部野、字重津部、字重津部北、字青野滝南、字青野滝、字青野滝北、字飛、字長畑、字新田、字乙部の一部及び字新田平の区域
田老加入区	下閉伊郡田老町字川向、字八幡水神、字向山、字小田代、字小林、字田中、字田の沢、字館が森、字ケラス、字荒谷、字野原、字乙部の一部及び字青砂里の区域	田老加入区	宮古市田老字川向、字八幡水神、字向山、字小田代、字小林、字田中、字田の沢、字館が森、字ケラス、字荒谷、字野原、字乙部の一部及び字青砂里の区域

檜内加入区	下閉伊郡田老町字西向山、字檜内及び字古田の区域
[略]	

3・4 [略]

檜内加入区	宮古市田老字西向山、字檜内及び字古田の区域
[略]	

3・4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。